

第91号議案

長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

目 次

- 1 条例改正の概要 . . . . . P 1
- 2 新旧対照表 . . . . . P 2



# 1 条例改正の概要

## (1) 改正理由

平成26年6月25日に公布された介護保険法の一部改正（平成28年4月1日施行）において、条文の項番号が改正されたが、長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例において、法を引用する部分の改正がされていないことが判明したため、関係条文の整理を行うとともに、その他所要の整備を行うもの。

## (2) 改正する条例

- ア 長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- イ 長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

## (3) 改正の内容

- ア 「介護老人保健施設」の定義について、引用する介護保険法の条文の項番号を改める。
- イ 「介護医療院」の定義について、「介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。」を追加する。

## (4) 施行日 公布の日

## 2 新旧対照表

(1)長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年長崎市条例第46号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（職員の配置基準）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>	<p>（職員の配置基準）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>

(2)長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年長崎市条例第47号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（職員の配置基準）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>2～11 （略）</p> <p>12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（<u>介護保険法第8条第27項</u>に規定する介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）若しくは介護医療院又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「<u>本体施設</u>」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員は、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者</p> <p>(2) 診療所 その他の従業者</p>	<p>（職員の配置基準）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>2～11 （略）</p> <p>12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（<u>介護保険法第8条第28項</u>に規定する介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）若しくは介護医療院（<u>同条第29項</u>に規定する介護医療院をいう。以下この項において同じ。）又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「<u>本体施設</u>」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員は、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者</p> <p>(2) 診療所 その他の従業者</p>